

長崎県美しい景観形成計画

「美しい長崎・景観宣言」

【概要版】

平成23年4月

長崎県

目 次

はじめに 計画策定の目的・構成

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第Ⅰ部 美しい景観形成計画に係る基本的な事項

- 第1章 良好な景観形成に向けての課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 第2章 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 1 良好な景観形成の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 2 各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 3 良好な景観形成の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 第3章 景観施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 1 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 2 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第Ⅱ部 景観法を活用した規制・誘導方策（景観計画）

- 1 景観法の規定が適用される「景観計画区域」・・・・・・・・ 9
- 2 良好な景観の形成に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項・・・・ 9
- 4 景観重要建造物の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 景観重要樹木の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

はじめに 計画の目的・構成

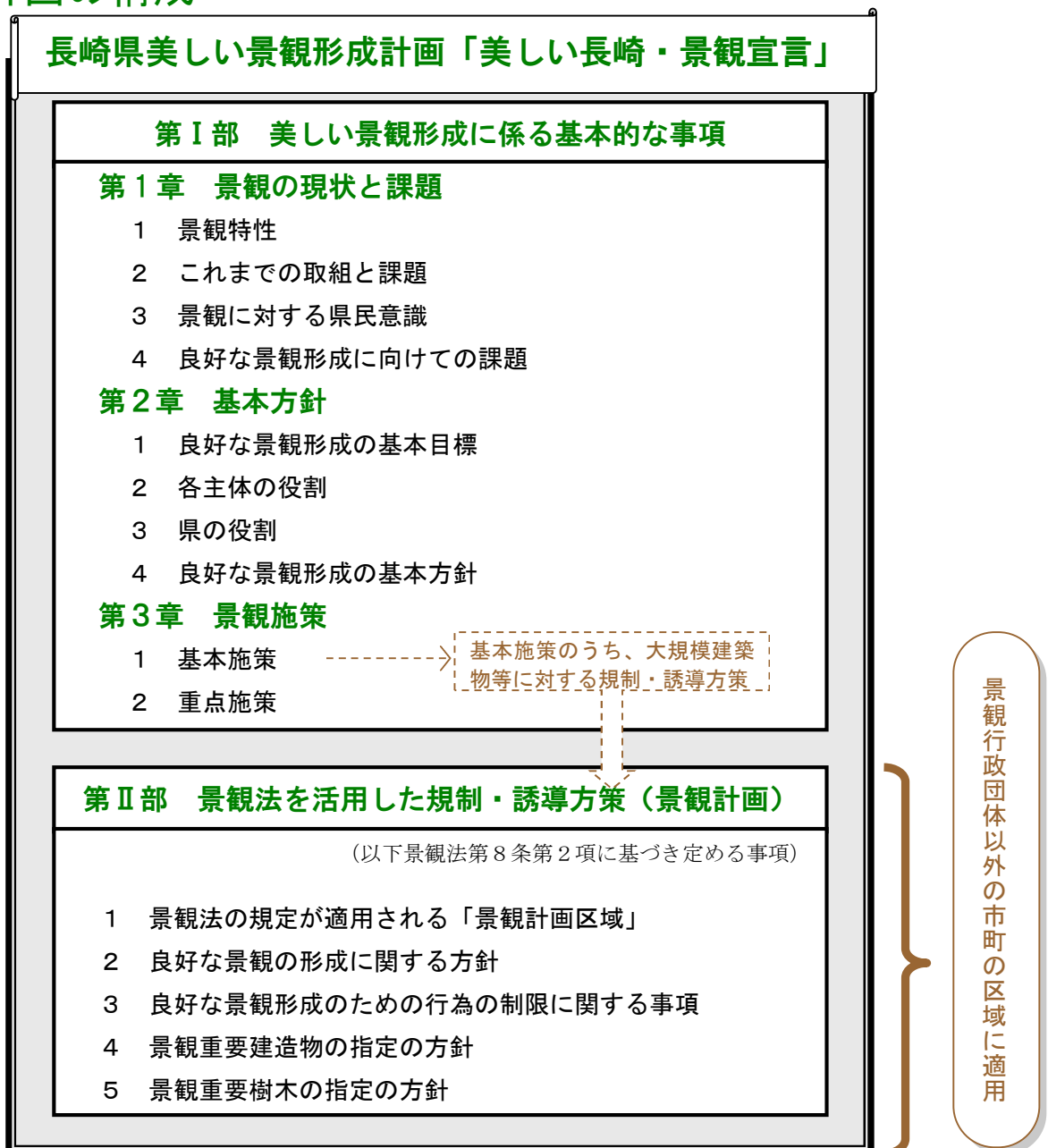
1 計画の目的

「長崎県美しい景観形成計画」は、県土のより良好な景観形成に向け、住民、事業者、市町等と一体となった継続的な景観づくりを進めていくことを目的とします。

具体的には、現行計画が市街地や集落など「まちなみ」の景観整備を重視し、地域景観形成の主体として、地域の実情を十分に把握した市町、住民等がより主体的役割を果たすような体制構築を加速させることを重視します。

併せて、県はそのような市町、住民等の取組を支援・補完するとともに、広域的観点から、市町間の景観形成活動を調整し、連携させるような施策を実施します。

2 計画の構成



第 I 部 美しい景観形成に係る基本的な事項

第 1 章 良好な景観形成に向けての課題

- 住民・各種団体・事業者による景観形成への課題
 - ・景観に関する情報不足や周知が充分でなく、また、景観づくりに関するノウハウの不足や景観づくりを進めていく上での体制の不備が指摘されています。
 - ・景観づくりに関する情報提供、景観づくりに取り組む担い手の育成、身近に景観づくりに取り組める仕組みづくり、多様な主体が連携して景観づくりに取り組む体制づくりなど進める必要があります。

- 市町による景観形成への課題
 - ・地域の景観形成は、その特色を活かし、住民との合意形成を得ながら進めていくことが重要ですので、今後も市町が主体的な役割を担うことが期待されます。
 - ・美しいまちづくり推進事業の必要な部分の継承など、市町における景観行政を促進するような、市町・住民等の景観活動に対してニーズにあった支援を進めることが必要です。

- 県による景観形成の課題
 - ・県は市町とは異なる広域的な観点から、景観施策を進めることが重要な課題となっています。
 - ・県を代表するまちなみや自然の景観を大切にすることが重要であり、県が主導して、住民・各種団体・事業者や市町及び国などの各主体と連携しつつ、積極的な景観形成を進める必要があります。
 - ・一方、景観行政団体となっていない市町の区域においては、県が市町に代わって広域的な観点から景観形成を誘導していく必要があります。

第2章 基本方針

1 良好な景観形成の基本目標

県土の景観形成にあたっては、県と県内の全市町が景観行政団体となり主体的に取り組むことを前提としつつ、長崎県の未来の景観の目標とキャッチフレーズを定めました。

キャッチフレーズは、「美しい長崎・景観宣言」としました。5つの目標に向かって施策を積極的に進め、住む人、訪れる人、どちらにとっても魅力ある長崎らしい景観を実現する決意を表わしたものです。



① 蒼い海と火山の自然景観

長崎県景観の代表的な特徴を形成する蒼い海と火山の豊かな自然景観を保全することが目標です。



② 海外交流や日本近代化の歴史を示す重層的な文化景観

西欧、東南アジア、中国大陸、朝鮮半島を始めとした海外と在来文化の交流の歴史を背景とする特徴ある景観、また、日本近代化が短期間に、かつ飛躍的に進む原動力となった造船や石炭などの産業景観、さらに被爆県として世界に平和を発信するイメージなど、本県の歴史文化の重層的な景観を育成することが目標です。



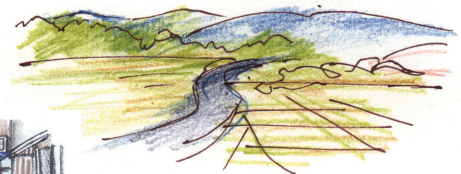
③ 生活文化や地域への愛着がにじみ出る景観

県内各地域には歴史的条件や自然的条件を背景に形成された農村景観や漁村景観など地域に根ざしその特徴を継承する生活文化の景観的資源があります。また、身近なところでは、花壇づくりを始め生活環境を彩る活動、あるいは清掃美化や広告物等の課題に対処する活動など、いわば手づくり的な活動が行われています。このように生活文化の景観を守りながら、県内全域で手づくり的な景観の活動を活発にすることで、生活に根ざした地域ならではの魅力やおもてなしの心が感じられるような景観の良さを高めることが目標です。



④ 代表的な景観を巡って楽しめる周遊景観

上記①～③に示した自然景観や歴史文化景観、生業や暮らしの景観、及び花壇など各人が工夫した手づくりの景観などそれぞれの景観を、あるいは県内のキリスト教関連の世界遺産などテーマを設定した景観を、⑤の各地の景観づくりの担い手を始めとする地域住民とふれあいながら巡りあるいは歩くことによって楽しみ、地域景観の良さを学ぶ事ができるようにすることが目標です。



⑤ 景観づくりを支える担い手づくり

上記で示した長崎県の良好な景観像を守り、育てて行くためには、そこに住む人々の世代を超えた息の長い取組が必要です。しかし、県民が個人単位で、あるいは団体等で地道な景観形成活動を積み重ねて行くためには、主体となって活動し、あるいは他人の活動を理解して協力する担い手の育成が重要になります。

そのような人材を県内各地域に増加させ、地域内外での担い手のネットワーク形成を促進することで本県の良好な景観を、点から線、そして面へと広げ、県全体としての景観向上に繋げることが目標です。



2 各主体の役割



●市町の役割

- ・景観行政団体として景観計画を策定し、地域住民の参加を得て、主体的に景観向上を図ることが求められています。
- ・景観づくりに取り組む担い手の育成とともに、多様な景観まちづくりを住民や事業者と連携して進めることにより、地域資源の保全・活用や景観に配慮した各種公共施設の整備を行い、地域の個性を保全創出し、住み心地の向上や交流人口の拡大に向けて努力する責務があります。

●住民・各種団体・事業者の役割

- ・自分たちの地域の景観的な良さを再発見し、守り、創出するなど、その向上に努める役割があります。
- ・建築物等を建設する時や建設後の維持管理にあたっては、地域景観が良くなるように努めることが期待され、少なくとも新しい建築物等は周辺景観と調和するように景観的な配慮をする必要があります。
- ・地域景観を向上させるために市町や県が行う景観施策に主体的に参加・協力することが求められます。

●県の役割

① 先導的な役割

- ・全国及び東アジアにおける長崎県の特徴を重視すること、及び広域的に定住人口と交流人口を拡大させることが重要です。
- ・県を代表する景観的特長を守り、その景観に対して広く県民が愛着や誇りを持てるようにする方策に係る方針を率先して示す必要があります。
- ・市町の公共事業の規範となり、追随を誘発するような魅力ある公共施設を整備するのも先導的な県の役割です。

② 調整と支援の役割

- ・景観法を活用した地域景観形成を進める市町が増加するよう、技術及び財政的支援を行うことが県の役割です。
- ・市町の行政区域を越えた広域の景観形成等について、市町や住民団体等のネットワーク形成支援や、各主体と連携した広域調整と支援を推進することも重要です。
- ・市町や住民等の景観まちづくり活動が継続的に行われるように、これらの主体的かつ継続的な活動に対する支援が必要です。

③ その他、市町が景観計画を策定するまでの役割

- ・景観計画未策定の市町における大規模建築物を始めとした大規模な改変行為について、その影響を少なくする規制・誘導を導入することで、その景況を少なくすることが求められます。

3 良好な景観形成の基本方針

(1) 基本的な姿勢

- 多様な景観を大切にしつつ、良好な景観形成を効果的かつ効率的に進めるためには、地域により身近な市町や住民が主体的に取り組むことが重要であるとの考えから、従来の美しいまちづくり推進制度を継承しつつ、引続き住民や市町に対して景観まちづくり活動の支援を行っていくこととします。
- 同時に、特徴ある景観が県内随所に広範囲に存在するため、県は、広域的な観点から一体性や連続性を保ちつつ、本県特有の良さが感じられる景観づくりを、戦略的かつ重点的に進めていくこととします。

A 広域的な景観形成

①代表的な景観の重視

- ・広域的な県土の景観形成方針を示し、交流人口拡大などを目指します。
- ・市町の範囲を超えて広がる特徴のあるエリア景観やルート景観の形成を行います。
- ・これらの広域景観形成には、県が先導して市町、住民等の調整、支援を行うことが必要です。

②地形景観の重視

- ・地域景観の素地として地形景観を大切にします。
- ・地形景観に影響を与える大規模開発や大規模建築物を対象とした行為規制（景観行政団体である市町、それ以外の市町の区域は当面県）を行い、また植栽や緑化などを重視します。

B 地域主体による景観形成活動への支援・活性化

③市町の景観行政団体への移行促進等

- ・市町の意識醸成を図るとともに、市町が区域内の景観形成を総合的に推進できる景観行政団体への移行を促進するなど、県として実施可能な支援を行います。

④市町や住民団体等が提案する活動への支援

- ・市町や住民団体、事業者等が提案する景観活動について県ができる支援を行い、住民の景観への意識醸成を図り、市町の景観計画が円滑に進むようにします。

⑤景観活動のネットワークの形成

- ・市町や住民団体等のネットワーク形成を支援します。

⑥市町と住民への支援

- ・継続的に行われる市町と住民の景観活動に対するこれまでの支援方策を見直し、必要な方策は継承します。

C 県公共事業による先導的・誘導的な景観形成

⑦県営公共事業等での景観形成

- ・県営公共事業等のデザインについて、地域景観に配慮した事業を行います。

第3章 景観施策

1 基本施策

(1) 活動サポート事業

地域における景観保全活動等への支援を通じて、住民等による活動等が効果的に行われ、地域に根ざした継続的な取組が拡大することを目的とします。

- 景観計画等策定支援
- 提案に基づく景観関連事業への支援
- 広告景観重点整備地区への支援

(2) 景観資産登録制度

- 地域景観の核となる個性的で魅力的な景観を形成する景観資産を登録し、その内容を広く周知します。
- 登録した建造物及び樹木の所有者が実施する保全・活用事業を、市町と共同で支援します。

○ 景観資産登録制度のイメージ



○ 登録対象

- ・まちなみ
- ・建造物
- ・文化的景観
- ・樹木等

※従来のまちづくり景観資産登録制度を拡大継承する。(拡大部分：文化的景観、樹木等の追加)

(3) アドバイザー派遣制度

- 住民や市町並びに県の機関が、本計画の基本方針に沿った計画策定や事業を行う場合、あらかじめ登録した関係分野の専門家を派遣し、技術的な支援を行います。

(4) 公共デザイン推進制度

- 地域景観への影響が大きい事業について、専門家によるデザイン評価を行うとともに、県が施工する公共施設のデザイン向上を目的として、公共デザインのガイドラインを策定します。
- 専門家によるデザイン評価は、設計から完成までの段階別に行います。(対象の県営公共工事と一体となって整備する市町公共事業も含まれます。)
- デザイン評価により蓄積されたノウハウを「公共事業ガイドライン」として公共施設整備の諸段階を考慮し取りまとめ、今後の設計へ反映します。

(5) 大規模建築物等の規制・誘導

- 景観行政団体でない市町の区域において、大規模な建設行為に対して、当該市町が景観行政団体になるまでの間、県が暫定的に規制・誘導します。(第Ⅱ部に「景観法を活用した規制・誘導方策」を示します。)

○ 行為制限の対象となる大規模建築物等のイメージ



※景観行政団体以外の市町地域を対象に、大規模な建築物や工作物等について景観形成基準による規制を行う。

2 重点施策～広域景観形成事業～

- 世界遺産候補（教会群等）を結ぶルート、世界ジオパークの広域エリア、主要な観光地を結ぶルートなど、本県を代表する広域的な景観を重視し、総合的な景観形成を行い、長崎らしい景観を創り出すことにより、文化や観光を始めとした地域社会の活性化を図ります。
- 広域景観形成推進地域については、景観法のほか各種制度を活用し、よりきめ細かい景観形成施策を重点的に推進します。
- 住民、国、県、関係市町及び関係団体により協議会等を組織し、総合的な景観形成について連携を図るものとします。



第Ⅱ部 景観法を活用した規制・誘導方策（景観計画）

第2章3「良好な景観形成の基本方針」に基づき、景観行政団体がでない市町が景観行政団体へと移行するまでの間、地域の景観に特に影響が大きい大規模建築物等に対し、周囲の景観と調和するように規制、誘導を行うため、景観法に基づく制度を活用することとし、以下でその内容を定めます。

ただし、関係市町が景観行政団体に移行した後であっても、独自の景観計画を策定するまでは、本計画の第Ⅱ部の規定は、当該市町において適用されます。

1 景観法の規定が適用される「景観計画区域」

（法第8条第2項第1号関係）

景観計画区域は、景観行政団体である市町の区域を除く県全域とします。

2 良好な景観の形成に関する方針

（法第8条第3項関係）

- 長崎県では、自然景観、歴史文化景観、地域景観、あるいはこれらを背景とした生業やまちなみによる複合的な景観が形成され、その地域ごとの豊かな多様性が本県景観の特徴となっていますので、これらを守り、育み、あるいは魅力ある景観を新たに創造していきます。
- 具体的には、第Ⅰ部第2章4「良好な景観形成の基本方針」に基づいて良好な景観の形成を推進します。
- 広域景観形成推進地域については、よりきめ細かい景観形成施策を重点的に推進します。
- 広域景観形成推進地域の設定にあたっては周辺と一体となって、良好な景観の保全、創造を図る必要があることから、住民、国、県、関係市町及び関係団体により、協議会等を組織し、良好な景観形成について連携を図るものとします。

3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

（法第8条第2項第2号関係）

（1）条例で定める届出行為

法第16条第1項第1号から第3号に定めるもののほか、同項第4号の規定により条例で定める行為は、次のとおりとします。

- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

（2）届出対象行為等

法第16条第1項に基づき届出が必要となる行為は、表-1のとおりとします。

表-1 届出対象行為

届出対象行為	届出を要する規模	
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転	商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域が指定されている区域又は都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域で、200%を超える容積率が指定されている区域	高さ 15mを超えるもの又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの
	上記以外の区域	高さ 13mを超えるもの又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの
2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1の項の届出を要する規模の建築物で、変更することとなる面積が外観の過半のもの	
3 工作物の新築、増築、改築若しくは移転	高さ 15mを超えるもの又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの	
4 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	3の項の届出を要する規模の工作物で、変更することとなる面積が外観の過半のもの	
5 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	都市計画区域内	面積 3,000 m ² 以上のもの
	都市計画区域外	面積 10,000 m ² 以上のもの
6 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域内	面積 3,000 m ² 以上のもの
	都市計画区域外	面積 10,000 m ² 以上のもの

法第16条第7項に基づき届出を除外されることとなる行為は、表-2のとおりとします。

表-2 届出を除外されることとなる行為

<ul style="list-style-type: none"> ●法第16条第7項第1号から第10号に掲げる行為 ●法第16条第7項第11号の政令で定める行為 ●法第16条第7項第11号の条例で定める以下の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法の規定により許可、届出を要する行為 ・長崎県文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為 ・長崎県立自然公園条例の規定により許可、届出を要する行為 ・風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定により許可、届出を要する行為 ・仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・農林漁業を営むために行う土地の形質の変更 ・10 m²以内の増築、改築 ・表-1に示す届出対象行為の規模以下のもの

(3) 景観形成基準

景観形成基準（法第8条第2項第2号に規定する規制又は措置の基準をいう。以下同じ。）は、表－3及び表－4のとおりとします。

表－3 建築物・工作物の景観形成基準

項目	基準
配置及び規模	●幹線道路など、主要な眺望場所からの眺望を著しく阻害することのないような配置及び規模とするよう配慮する。
意匠	●良好な自然景観を有する地域においては、これと調和した意匠とするよう配慮する。 ●市街地にあつては、周辺のまちなみとの協調性を考慮した意匠とするよう配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺景観との調和に配慮する。
色彩	●周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮する。 ●基調となる色彩は、マンセル値により次のとおりとする。 ・R, YR, Y系：彩度 6.0 以下 ・その他の色相：彩度 4.0 以下 ※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。 ・石材、煉瓦等の素地の色 ・アクセント色として着色される部分（外壁の各方面の見附面積の 10%以内とする）の色彩
外構	●敷地内の道路に面する部分は緑化するなど、周辺景観との調和に配慮する。
駐車場	●駐車場は前面道路から見えない位置に設けるよう配慮する。見える位置に設ける場合は、緑化を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。
付帯設備等	●空調室外機、給水塔、ゴミ置き場、倉庫など、屋外に設ける設備・施設は、前面道路から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう配慮する。

表－4 開発行為等の景観形成基準

行為	基準
開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	●法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。 ●擁壁等の構造物を設ける場合は、素材と構法の工夫や構造物の前面の緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。 ●敷地内にある良好な樹木はできる限り保全するよう配慮する。

4 景観重要建造物の指定の方針



(法第19条関係)

- 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有していると認められるものであること。
- 歴史的な様式を継承した新しい建造物や、新たな都市文化を創造することが望まれる地域において、そのシンボルとなるような建造物など、その外観が、良好な景観形成を推進する上で重要なものであること。

5 景観重要樹木の指定の方針



(法第28条関係)

- 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、地域の景観上の特徴を、当該樹木の外観が有していると認められるものであること。
- 地域の景観のシンボルとして親しまれている巨木など、樹木の樹容が良好な景観形成を推進する上で重要なものであること。

(別図) 長崎県景観計画区域

